

第2回警察捜査における取調べの適正化に関する有識者懇談会議事概要

1 開催日時

平成20年2月26日（火）午前10時から午前11時35分までの間

2 開催場所

警察庁第7会議室

3 出席者

・ 委員（五十音順）

岡村勲委員 弁護士、全国犯罪被害者の会代表幹事

川出敏裕委員 東京大学大学院法学政治学研究科教授

河上和雄委員 弁護士、学校法人駿河台大学名誉教授

残間里江子委員 (株)キャンディッド・コミュニケーションズ代表取締役会長

高井康行委員 弁護士

平良木登規男委員 慶應義塾大学名誉教授

前田雅英委員 首都大学東京都市教養学部長

・ オブザーバー

法務省刑事局総務課長

・ 警察庁

刑事局長、刑事企画課長、刑事指導室長

4 議事要旨

(1) 警察庁説明

警察庁から、

・「警察捜査における取調べ適正化指針」に基づく具体的施策
についての説明を行った。

(2) 法務省説明

法務省から、

・「取調べの録音・録画の試行の検証について(中間取りまとめ)」
についての説明を行った。

(3) 各委員からの意見（自由討議）

- 「警察捜査における取調べ適正化指針」に基づく具体的施策に関して
 - ・ 警察における取調べの適正化については、今回の適正化指針を完全実施することにより、相当程度効果が上がるものと思われる。
 - ・ 監督の対象となる取調べは、「被疑者の取調べ」に限定されているが、参考人についてはどうするのか。
 - ・ 「被疑者の身体に接触すること(やむを得ない場合を除く)」「直接又は間接に有形力を行使用すること」等、不適正行為につながるおそれがある行為を適切に把握して、不適正な取調べの未然防止を図ることが大切である。
 - ・ 取調べに関して苦情を申し出ることができることを、被疑者自身が十分に認識していることが望ましいと考える。また、取調べを監督する監督担当官に面会したいと申し出ることができるシステムであればより実効性があると思う。
 - ・ 「取調べは、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に又は長時間にわたり行うことを避けなければならない」旨の規定を犯罪捜査規範に設けるとされているが、この「やむを得ない理由」については、内規を作って明らかにすべきである。
 - ・ 全ての取調べ室に透視鏡を備えるということは、原則、視認により取調べを監督できるようにするという点でよいのか。
 - ・ 取調べの適正化に向けた指針や国家公安委員会規則によって、取調べに関して外形的に監督する制度を作ることは良いことであるが、そもそも警察官が証人として公判に出たときに、胸を張って証言ができるような取調べを実施することが重要である。捜査員に対して適正捜査を徹底するという教育にも力を入れるべきである。
- 検察庁における取調べの一部録音・録画の試行に関して
 - ・ 組織犯罪等、録音・録画を行うことにより取調べの真相解明機能が害されたり、関係者の保護や協力確保に支障を生じたりするおそれ等があるため録音・録画を行わない事件について、これをどのようにガイドライン化していくかが問題であると思う。
 - ・ 将来の方向としては、取調べの一部だけでなく、取調べの全過程を録音・録画することに道をひらく可能性があるが、捜査側にも証拠収集の武器を付与するなどの配慮をしないままでは、現場に悪影響があると危惧される。

- ・ 取調べの状況を全過程録音・録画するとなると、公判前整理手続も相当大変なものになると思われる。
- ・ 取調べの録音・録画には、任意性の立証と取調べの適正化の二つの観点があり、任意性立証については基本的に検察官がその責任を負い、検察官の取調べが録音・録画の対象になり得ると思う。他方、警察は第一線において治安の維持という重責を負っており、警察が任意性立証に果たす役割は、検察官が行うそれとは自ずから異なる。警察が録音・録画する弊害は、検察官が全過程を録音・録画する弊害よりも遥かに大きい。
- ・ 取調べの録音・録画には弊害があることは理解した。取調べをめぐる議論は、国民にとって分かりにくいものとなっているので、国民にも理解してもらえらるような取組を進めることも必要である。

5 今後の会議日程等

次回懇談会の日程等については、後日改めて連絡することとされた。